議題４（委員会決裁事項（規則第３条第1号）

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の日程について

　平成28年度以降の府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の日程につい

て、以下のとおり決定する。

|  |
| --- |
| 「大阪府公立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）」で、平成28年度以降の公立  高等学校の入学者選抜では、【技能や意欲を重視する選抜】は「特別選抜」として  一般選抜と分けて実施することをふまえ、  　　　１．知的障がい高等支援学校職業学科（本校）  　　　２．知的障がい高等支援学校職業学科（共生推進教室）  　　　　の選抜について  (1) 適性検査等の実施日は、高等学校の**特別選抜と同一日程**とする。  (2) 補充入学者選抜の実施日は、高等学校の**二次選抜と同一日程**とする。 |

【理由】

１． 知的障がい高等支援学校職業学科（本校）

　　　　・作業検査を含む適性検査をもとに**「技能」**等を総合的に判断する。

　 　・学校長の作成する調査書、推薦書と、本人が記入する自己申告書に基づく

面接をもとに**「意欲」**等を総合的に判断する。

２． 共生推進教室（本校：知的障がい高等支援学校職業学科）

⇒学校長の作成する調査書、推薦書と自己申告書に基づく面接をもとに、「志願先の高等学校に関する理解」や「ともに学ぼうとする**意欲**」等を総合的に判断するものであり、【技能や意欲を重視する選抜】に該当。

* 知的障がい生徒自立支援コース（高等学校）は、「２．共生推進教室」と同じ内容の選抜を行っており、上記と同様の位置づけとする。

　〇 入学者選抜を実施していない支援学校高等部の「入学者決定検査」については、平成28年度以降も現行通り３月中旬に実施。

平成26年11月21日

大阪府教育委員会